

赤穂市教職員退職記念品料規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 3 日

赤穂市教育員会

赤穂市教育委員会訓令甲第 2 号

赤穂市教職員退職記念品料規程の一部を改正する規程

赤穂市教職員退職記念品料規程（昭和 2 7 年赤穂市教育委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規程の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下「旧刑法」という。）第 1 3 条に規定する無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする同条に規定する有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第 1 6 条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

（赤穂市教職員退職記念品料規程の一部改正に伴う経過措置）

3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの規程の施行前に禁錮以上の刑（死刑を除く。）の確定した者は、第 1 条の規定による改正後の赤穂市教職員退職記念品料規程第 1 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑の確定した者とみなす。